

宮代町印鑑条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録がされている氏名の片仮名により表記されているもの</u>(以下「片仮名表記」という。)又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名の片仮名により表記されているもの(以下「片仮名表記」という。)又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>